

生産緑地制度のご案内

～都市農地を保全する制度～



生産緑地制度とは

都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として、農地等の所有者の申し出に基づき、都市計画に生産緑地地区を定める制度です。

指定を受けた農地は、30年間農地等としての管理の義務や建築物等の建設が制限される一方、その間の固定資産税等の軽減措置が受けられます。

固定資産税軽減措置の概要

	評価	課税
市街化区域内農地	宅地並評価	農地に準じた課税
生産緑地地区	農地評価	農地課税
市街化調整区域内農地		

※生産緑地の指定を受けると、補助事業の対象地域となることもあります。

福岡市では、平成10年度に本制度を導入し、現在まで13地区、2.74ヘクタールを指定しています。

指定を受けるための主な要件

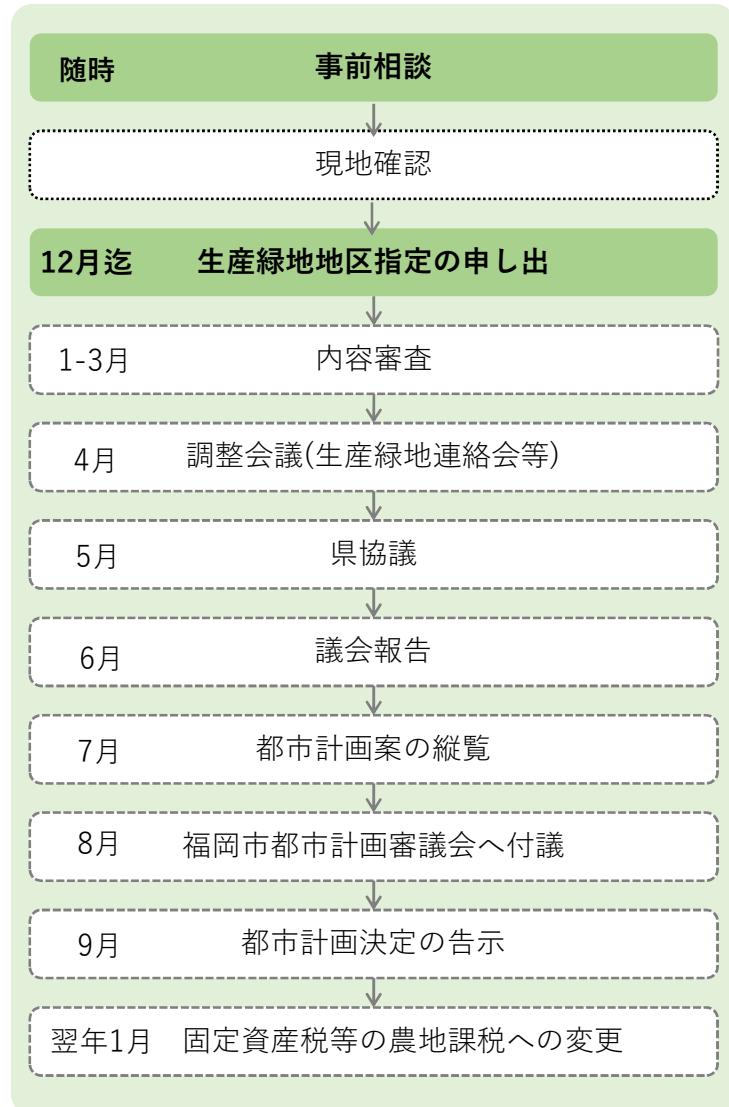
生産緑地地区は、市街化区域内にある以下に掲げる要件を満たす農地等について、土地所有者の申し出をもとに都市計画手続きを経て指定します。指定に際しては関係権利者全員の同意が必要です。

面積要件	① 連坦性がある一団化した農地等で、1地区あたり 500m²以上 であること		
	※幅6m以下の道路、水路等が介在する場合でも連坦性があれば一団の農地として取扱可能		
	※ブロック塀等区域外からの視界を遮る構造物等で囲まない（金網フェンスは可）		
	② 農業従事者の状況		
	・農業従事日数 60日以上 の主たる農業従事者がいること		
	・主たる農業従事者の年齢が 50歳以下 であること ただし、50歳超の場合、農業後継者等、営農継続が可能と認められる場合はこの限りではない		
営農要件	③ 経営耕地の状況		
	・経営耕地の総面積が 30アール(3,000m²)以上 であること		
	④ 農業収入等の状況		
	・農業粗生産額及び農業以外の事業等も含めた収入から、 安定的な営農が確認できること		
	農業以外の収入も含めて審査		
			
地区要件	⑤ 緑地機能の確保、または、 施設園芸等、都市農業振興に資する農地等 で、 都市環境の向上について効果が期待できること		
	⑥ 災害時における周辺住民の避難空間等として活用できるよう、 防災協力農地 として あらかじめ登録すること		
避難空間として協力をお願いします！			

※指定要件についての詳細はご相談ください。

※上記全ての要件に該当しても、審査の結果、生産緑地地区に指定できない場合があります。

生産緑地地区指定までの流れ



凡例

申出者が対応

市が対応

○事前相談は随時受け付けています。

○原則、毎年8月の都市計画審議会に付議し、固定資産税等の課税評価の変更は翌年の1月以降の適用となります。

○生産緑地は指定後30年経過、若しくは農業等の主たる従事者が死亡等以外の場合は、原則解除はできません。

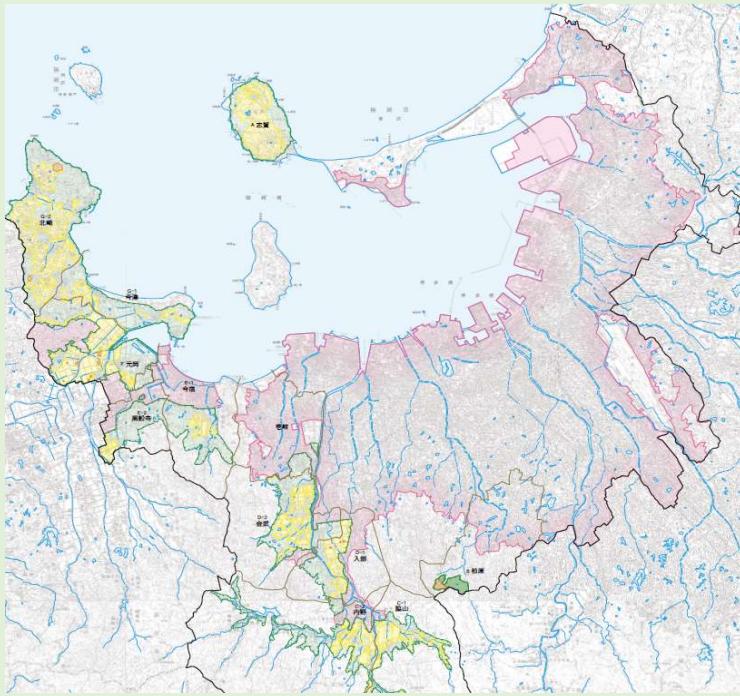


第3号生産緑地地区(東区三苦)

生産品目：甘しょ、観葉植物苗

※田、畑、園芸施設、市民農園等が対象です。

市街化区域内(ピンク色)の農地が対象となります



<相談窓口>

福岡市農林水産局農業振興課

電話 092-711-4852

J A 福岡市 農業振興課

電話 092-711-2063

J A 福岡市東部 営農生活課

電話 092-621-4696

詳細は、福岡市農林水産局ホームページをご参照ください
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/nousui>